

共同委員長設置に係る小金井市公立保育園運営協議会設置要綱の一部改正について

小金井市公立保育園運営協議会設置要綱の一部を改正する要綱新旧対照表

改正要綱	現行要綱
<p>(委員長)</p> <p>第 5 条 <u>協議会の委員長は、第 3 条第 1 号の中から選出された者及び子ども家庭部長の 2 人をもって充てる。</u></p> <p>2 委員長は、<u>共同で協議会を主宰する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第 6 条 協議会の会議は、<u>委員長が共同で招集する。</u></p> <p>2 協議会の会議の運営については、<u>委員長の間で協議して定める。</u></p> <p>付 則</p> <p>この要綱は、平成 25 年 12 月 11 日から施行する。</p>	<p>(委員長及び副委員長)</p> <p>第 5 条 <u>協議会に委員長及び副委員長を置く。</u></p> <p>2 <u>委員長は子ども家庭部長とし、副委員長は第 3 条第 1 号の委員のうちから互選により定める。</u></p> <p>3 <u>委員長は、協議会を主宰し、委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。</u></p> <p>(会議)</p> <p>第 6 条 協議会の会議は、<u>委員長が招集する。</u></p> <p>2 協議会の会議の運営については、<u>委員長と副委員長の間で協議して定める。</u></p>